

温泉利用許可を申請される皆様へ（入湯税に関するお知らせ）

鉱泉浴場（温泉利用施設）における入湯に対して、 入湯税が課されます。

入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉利用施設）における入湯に対して課されるものです。広島市では、観光の振興に要する費用に充てています。

税金を納める人

鉱泉浴場に入湯する入湯客

入湯税の税率

一の鉱泉浴場における入湯に対して、

- 宿泊する場合 1人1日（1泊）につき 150円
- 日帰りの場合 1人1日につき 50円



納税の方法

鉱泉浴場の経営者が鉱泉浴場に入湯する入湯客から入湯税を徴収（これを特別徴収といいます。）し、毎月の税額を翌月15日までに申告納入する必要があります。

鉱泉浴場経営を開始する場合の手続き

経営開始の日の前日までに、鉱泉浴場経営申告書を【市役所財政局税務部市民税課法人課税係】へ提出する必要があります。

添付書類として、施設の配置図、利用料金表、温泉法による営業許可日の分かる許可書等の写し、公衆浴場法等による営業許可日の分かる許可書等の写しが必要です。

問合せ先

広島市役所財政局税務部法人課税係

電話 (082)504-2093

メール shiminzei@city.hiroshima.lg.jp